

## 直方市先進的IT技術実証事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市先進的IT技術実証事業補助金に関し必要な事項を定めることにより、先進的なIT技術（IoT、ビッグデータ、AI等をいう。以下同じ。）の急速な進展による産業構造及び社会構造の変革に対応するため、直方市における先進的なIT技術の社会実装を促進するとともに、様々な産業分野で抱えている業界特有の課題解決や、直方市の産業振興を更に促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。

2 この要綱において「会社」とは、株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人をいう。

3 この要綱において「士業法人」とは、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。

4 この要綱において「市内中小企業者等」とは、直方市内に本社を有する中小企業者及びその他の法人をいう。

5 この要綱において「その他の法人」とは、次に掲げる法人をいう。

(1) 直方市内に本社を有する医療法人、社会福祉法人又は医業若しくは社会福祉事業を主たる事業とする財団法人若しくは社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人

(2) 常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあつては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては100人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。）

6 この要綱において「コンソーシアム」とは、2以上の者によって、本要綱に定める事業を実施することを目的とする組織をいい、それ自身が法人格を有することを要しない。

### (補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自社の経営課題を解決することだけにとどまることなく、様々な産業分野で抱えている慢性的な課題を打破するような画期的な事業、独自性・先進性のある事業等、将来的に直方市の産業振興又は生産性向上に寄与することが期待できる事業等であつて、先進的なIT技術を活用し、実現を図ろうとする実証的な事業であり、かつ、業界及び社会に対する波及効果が高い事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に示す事業又は社会常識上若しくは倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為又はそれに結び付く、若しくは引き起こす、など）については補助対象事業としないものとする。
- 3 補助対象事業は、原則として、当該事業に着手した日の属する年度内に取組が終了する事業とする。

#### （補助金の額）

第4条 補助金の額は、当該事業に着手した日の属する年度内において、補助対象経費の2分の1以内で、250万円を限度とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

- 2 前項の交付額において1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### （補助対象経費）

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施において、事業実施期間内に発生する別表第2に掲げる費用であって市長が必要、かつ、相当と認める経費とする。

- 2 コンソーシアムが申請する場合において、コンソーシアムの構成者である市内中小企業者等に該当しない者が計上する経費は、コンソーシアム全体で計上する補助対象経費の3分の1以下とする。

#### （補助対象者）

第6条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う市内中小企業者等及びコンソーシアムとする。

- 2 コンソーシアムを構成する場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 構成者に、1以上の市内中小企業者等を必ず含めること。
  - (2) 先進的なIT技術を活用した実証に係る主体的な役割は、市内中小企業者等が担うこと。
  - (3) コンソーシアムを構成する市内中小企業者等の中から、代表企業を1者選定すること。
  - (4) コンソーシアムが補助金の申請を行う場合には、別に定める様式にて、コンソーシアムの代表企業、設立目的、設立経緯、活動内容、各構成者名及び実施する事業における各構成者が担う役割を明記した書類を提出すること。
- 3 別表第1に示す事業又は社会常識上若しくは倫理上好ましくない事業を行っている者と、それに該当する者が構成者として存在するコンソーシアムは本補助金の申請ができない。また、それに該当する者との取引が含まれている場合も同様に本補助金の申請はできない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、直方市先進的IT技術実証事業補助金交付申請書(様式第1号)、直方市先進的IT技術実証事業補助金誓約書(様式第2号)、直方市先進的IT技術実証事業補助金事業計画書(様式第3号)、直方市先進的IT技術実証事業補助金事業収支予算書(様式第4号)及び直方市先進的IT技術実証事業補助金申請者等概要書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
  - (2) 市税等完納証明書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象事業について、他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けている、又は受ける予定である者は、交付申請を行うことができない。

(審査及び補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定したときは、直方市先進的IT技術実証事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ直方市先進的IT技術実証事業補助金事業内容変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - (2) 別表第2に定めた補助事業の経費区分ごとの配分額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費総額の20パーセント以内の流用増減の場合はこの限りでない。
  - (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
    - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
  - (4) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、その当該申請の可否について、直方市先進的IT技術実証事業補助金交付事業内容変更承認・不承認通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知に基づき、補助事業者が補助事業を中止する場合は、補助金を交

付しない。

- 4 補助事業の内容の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合でも、前条において決定した補助金の額は変更しないものとする。
- 5 補助事業の内容の変更に伴い、補助対象経費が減額した場合は、減額後の補助対象経費の2分の1を補助金の額とする。

(事業報告等)

第10条 補助事業者は、市長に次の報告をしなければならない。

- (1) 補助事業者は、交付決定日から事業終了までの期間内の中間時点までに、直方市先進的IT技術実証事業補助金中間報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
  - (2) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、直方市先進的IT技術実証事業補助金完了及び実績報告書(様式第10号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (3) 補助事業者は、事業実施期間中及び実施期間終了後に市長から要請があった場合、報告会等において補助事業の状況を報告しなければならない。
- 2 補助事業は、原則として一般に公表するものとする。
  - 3 補助事業者は、補助事業の周知活動等に協力するものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

- 第11条 市長は、前条の規定により提出された書類に対し、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を直方市先進的IT技術実証事業補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 内容の審査の結果、補助対象経費が増額となった場合でも、第8条において決定した補助金の額は変更しないものとする。
  - 3 内容の審査の結果、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費の2分の1を補助金の額とする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の通知後、請求書に基づき速やかに交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、補助事業者に対してその理由を示した上で、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令又は本要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合
  - (2) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽その他不適正な行いがあった場合
  - (3) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けた場合
  - (4) 前各号のほか、市長が補助金の交付について不適当と認める場合
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（帳簿等の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

（事業の報告の調査等）

第15条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項に規定する報告又は調査の要求があった場合は、速やかに応じなければならない。

（財産の管理及び処分）

第16条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械装置、備品その他の財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して処分してはならない。ただし、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年を経過する日を超えた場合はこの限りでない。
- 4 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年を経過する日を超えるまでは、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械装

置、備品その他の財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、直方市先進的IT技術実証事業補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 5 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めがない事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年9月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業</li><li>・ ゴルフ会員権売買業などの金融業</li><li>・ 保険媒介代理業及び保険サービス業などの保険業</li><li>・ 投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業</li><li>・ 専ら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所</li><li>・ 風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業</li><li>・ モーテルなどの旅館業</li><li>・ 特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業</li><li>・ 芸妓周旋を行う民間職業紹介業</li><li>・ その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く）、公務、集金業、取立て業、学校法人など）</li></ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2（第5条関係）

経費区分	補助対象経費
(1) 報償費	事業実施に必要な外部専門家及び技術指導員等の報償に係る費用等
(2) 旅費	事業従事者の旅費（直方市の規定を準用する。）
(3) 需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
(4) 役務費	通信運搬費、広告料、手数料等
(5) 委託料	各種調査業務及び試作品等の製作の外部委託

	に係る費用等
(6) 使用料及び賃借料	事業実施に必要な機器のリース費用（事業実施期間外を含む場合、事業実施期間内に係る金額のみを計上できる。）、施設や設備等の賃借に係る費用等
(7) 工事請負費	事業実施に必要な工事に係る費用
(8) 備品購入費	事業実施に必要な機器の購入に係る費用

※次のものは補助対象経費にはならない。

- ・ 既存の設備及び機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- ・ 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・ 他の用途との併用となっている旅費
- ・ 支出を確認できない経費

※留意事項

- ・ 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除外する。
- ・ 振込手数料は、補助対象経費に含まない。
- ・ 補助対象経費は、補助実施対象期間内に契約・発注・請求・支払が完了する経費とする。